



立地適正化計画とは

1.立地適正化計画とは		1
2.上山市立地適正化計画の位置づけ		3
3.策定体制		4



1. 立地適正化計画とは

立地適正化計画の制度創設の背景

- 「立地適正化計画制度」は全国の地方都市が抱える人口減少・少子高齢化の課題を背景として、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正とともに創設された新しいまちづくりの制度です。
-
- 全国的な人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面・経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題
 - こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、都市基盤整備に留まらず、福祉や交通なども含め分野横断的に都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えに基づき、まちづくりを進めていくことが重要
 - このような背景を踏まえ、平成26年8月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度を創設

1. 立地適正化計画とは

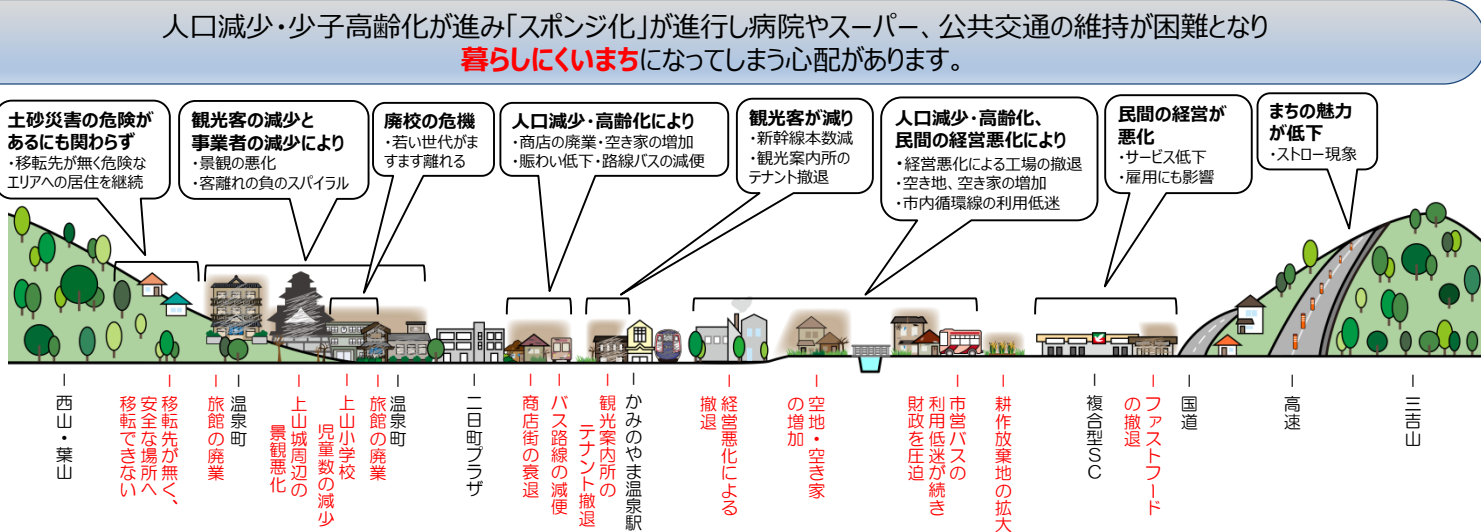
立地適正化計画が目指す将来のまちの姿

- 立地適正化計画を策定することで、まちなかの拠点性や利便性を高め、便利な暮らしを選択できる都市構造への転換を目指します。

現在

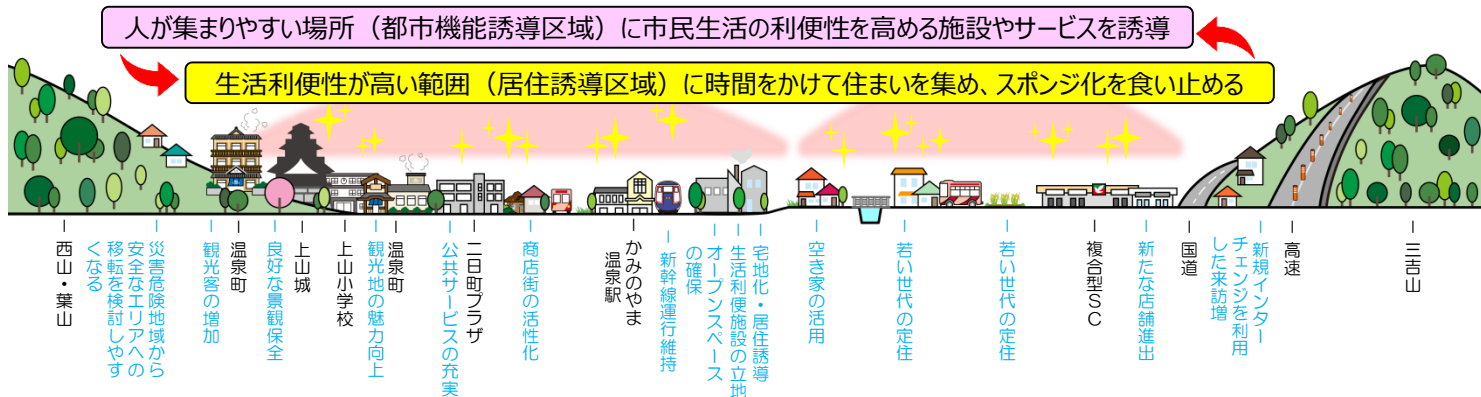
立地適正化計画を策定することによって...

このまま何もしない未来



人口が減少しても、まちをコンパクトにすることで「生活利便性向上」と「都市機能維持」の相乗効果による
暮らしやすいまちを目指します。

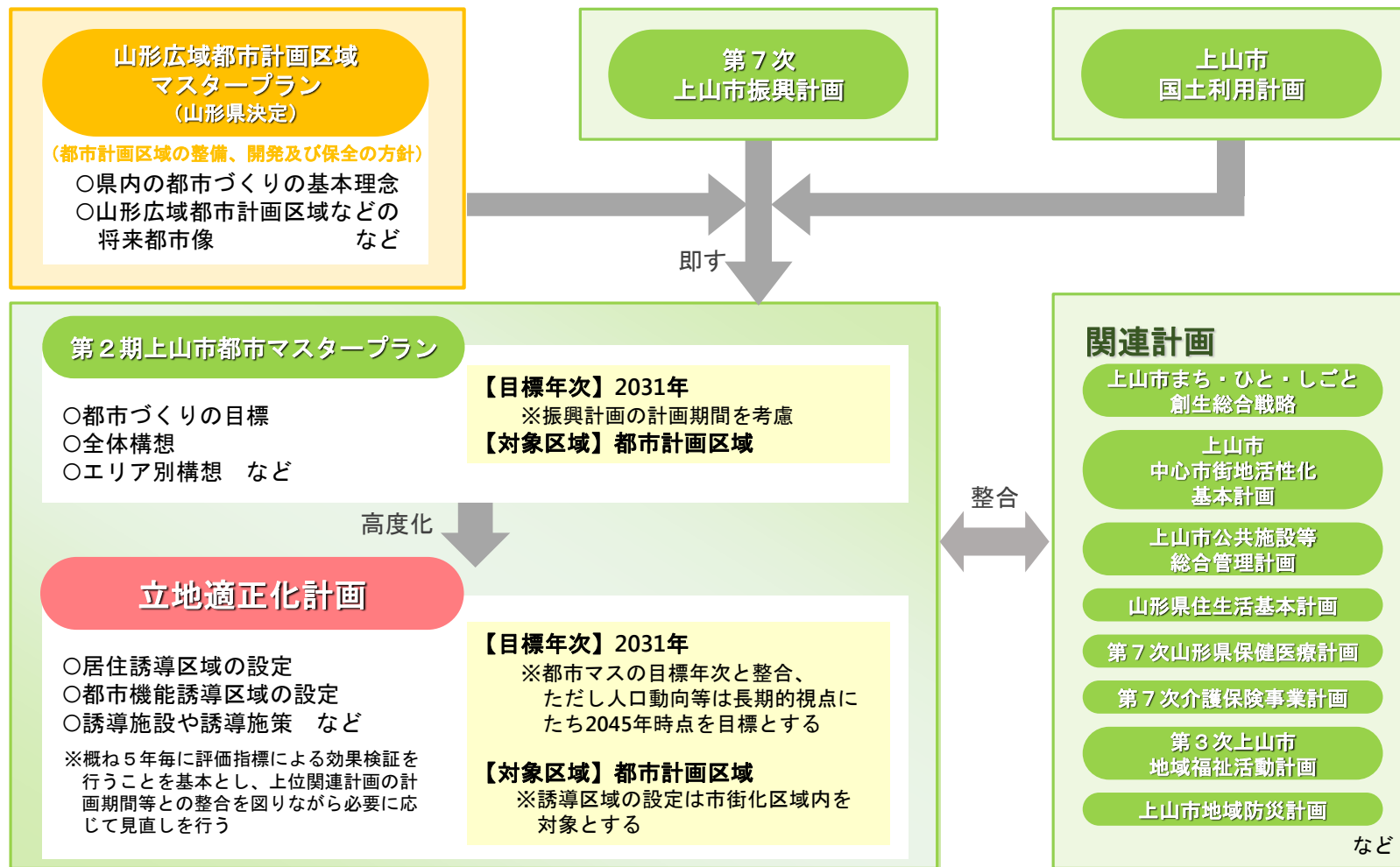
目指す将来の姿



2. 上山市立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画の位置づけ

- 第7次上山市振興計画などの上位計画に即して策定した「第2期上山市都市マスタープラン」を高度化する計画として、関連計画とも整合を図りながら、居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設、誘導施策を定めます。



3. 策定体制



▲ 上山市立地適正化計画策定体制図